

次のとおり一般競争入札を行うので、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定により公告します。

令和6年6月3日

徳島市長 遠藤 彰 良

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 徳島市3D都市モデルを活用したアイデアソン開催業務
- (2) 業務概要 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

2 入札参加資格

次に掲げるすべての事項に該当する者とする。

- (1) アイデアソン又はハッカソンに関するイベントについて、過去3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）に、開催実績があること。
- (2) 3D都市モデルに関する業務について、過去3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）に、国又は地方公共団体からの受注実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市の建設業者指名停止等措置要綱又は物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けている期間のない者。
- (5) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年225号）に基づき、再生手続開催の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、更生手続開催の申立て又は再生手続開催の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 法人格を有すること。

3 契約条項を示す場所等及び様式

(1) 契約条項を示す場所

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市企画政策部都市計画課（市役所10階）

電話 088-621-5493 電子メール toshi_keikaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

(2) 様式

徳島市ホームページ 入札情報（一般・指名競争入札情報）からダウンロードする。

(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/chotatsu/ippan/index.html>)

4 参加資格の確認と決定

次に掲げる書類の審査により、一般競争入札参加資格の有無を決定する。

なお、徳島市から申請者に対し、当該一般競争入札資格の有無の審査結果を令和6年6月19日付通知及び電子メールで行う予定とする。

(1) 入札参加資格申請書（様式1）

(2) 誓約書（様式2）

(3) 業務実績書（様式3）

業務実績を証する契約書及び仕様書の写しを添付すること。

(4) 会社概要書（様式4）

(5) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

(6) 直近年度の納税証明書（発行後3か月以内の原本）

ア 国税 法人税・消費税及び地方消費税<その3の3>

イ 市税 法人市民税・固定資産税

※市外業者についてはア、市内業者については、ア及びイ

(7) 印鑑証明書（発行後3か月以内の原本）

※本市総務部契約監理課（物品・役務）登録業者名簿に登録されている業者にあつては、(5)から(7)の提出を免除する。

5 申請書類等の提出及び方法

(1) 提出期間 令和6年6月3日（月）から令和6年6月13日（木）午後5時まで

(2) 提出場所 3の(1)に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は配達記録が残る方法によるものとし、期限までに必着のこと。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

(4) 提出部数 1部

6 質疑応答の提出及び回答

質疑書(様式5)の提出は電子メールにより行うものとする。ただし、質疑のない場合は、提出は不要である。

- (1) 受付期間 令和6年6月3日(月)から令和6年6月10日(月)午後5時まで
- (2) 回答期限 令和6年6月12日(水)午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 回答方法 徳島市ホームページで公開する。

7 入札方法及び開札等

- (1) 入札書到着期限 令和6年6月28日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 入札書郵送場所 3の(1)に同じ
- (3) 入札書提出方法

持参は認めない。必ず、一般書留又は簡易書留とし、期限までに必着のこと。未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

ア 内封筒・外封筒の二重封筒とする。

イ 入札書(様式6)は内封筒に入れること。

ウ 内封筒にあっては、「入札書在中」と朱書きして封かんし、1の(1)の業務名及び入札者の商号又は名称を記載するとともに貼り付け部分(当該封筒入手時から貼り付けられている部分も含む)を入札参加資格申請書に定める使用印で割印すること。

エ 外封筒にあっては、内封筒を封入し、表側に3の(1)の郵送先及び1の(1)の業務名を記載し、併せて「入札書在中」と朱書きするとともに、裏側に入札者の住所及び商号又は名称を記載し郵送すること。

オ 郵送した入札書等の書換、引換又は撤回は認めないものとする。

- (4) 開札日時 令和6年7月1日(月)午前10時
- (5) 開札場所 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所12階1201会議室
- (6) 落札者は、本市が予め定めた予定価格以下であり、かつ最低の金額をもって入札した者とする。
- (7) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、次の方法によりくじ引きを行い、落札者を決定する。

ア くじについて

くじ引きを行う場合に備えて、入札書の「くじ希望番号」欄にあらかじめ任意の数字(「000~999」までの3桁の値)を記入すること。

なお、「くじ希望番号」欄に任意の数字の記入がない場合は、書留引受番号(お問い合わせ番号)の下3桁の数字を記載したものとみなす。

書留引受番号（お問い合わせ番号）は、郵便追跡用に使用する番号で、
「***（3桁）—**（2桁）—*****（5桁）—*（1桁）」
と表示された番号とする。

イ くじの手順

- ① 書留引受番号（お問い合わせ番号）の11桁の数字の下4桁の数字が小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、3、…）を付与する。
 - ② 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ希望番号」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除算し、余りの値を算出する。
 - ③ ②の計算結果による余りと一致した、①の「抽選番号」の入札参加者を落札者とする。
- (8) 入札（開札）の場に入れる本市職員以外の者は、入札者（会社の代表者）又は入札者から委任された者（別途指定する委任状（様式7）の提出を要する）とし、各法人につき1名までとする。この場合、運転免許証等の本人確認ができるものを徳島市に提示すること。

8 入札・落札に関すること

(1) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 公告に示した入札参加資格のない者の入札
- イ 申請者等に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 徳島市契約規則第13条の各号に該当する入札

(2) 入札の辞退

本入札への参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式8）を3の(1)へ提出すること。

(3) 入札結果については、本市ホームページで公開する。

(4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金及び契約保証金に関すること

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

10 契約に関すること

(1) 契約書作成の要否

要する。

※契約締結に係る事務経費及び収入印紙等は落札者が負担すること。

(2) 落札者は、落札決定の日から起算して14日以内に契約を締結しなければならない。

(3) 落札者の決定後、契約締結までの間において、本市の指名停止措置又は指名回避措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。

(4) 落札者の決定後、契約締結までの間において、本市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。

11 その他

(1) 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。

(2) 各様式等の記載例に従うこと。

(3) 本入札に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 提出されたすべての書類は返却しないこと。

(5) 本件に関して、この公告に定める以外の方法により、関係者に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合、失格になる場合があるので注意すること。